

栃木市監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ
たので、同項の規定により公表します。

令和3年4月16日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査(財務監査及び行政監査)
- 2 監査の期間 令和2年12月7日から令和2年12月25日まで
- 3 監査の対象 産業振興部
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	産業振興部
監査結果報告日	令和3年2月15日付け 栃市監第71号
措置結果通知日	令和3年4月8日付け 栃市総第10号
監 査 結 果	<p>指導事項（農林整備課）</p> <p>ため池浚渫土撤去工事について、1件の工事として発注することができるにもかかわらず、合理的とは言い難い理由により3件に分割し随意契約の方法で発注している事案が見受けられた。</p> <p>地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができるとされている。したがって、随意契約できるような金額に工事を分割し発注する行為は、その行為が意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものであり、経済性にも疑義が生じるものである。</p> <p>よって、合理的とは言い難い理由により工事を分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。</p>
措 置 内 容	<p>工事の執行にあたっては安易な分割による発注を検討せず、経済性を確認しながら、適正な工事の執行に努めてまいります。</p>